

令和4年10月31日

お客さま 各位

佐賀県社会保険労務士会

佐賀県社会保険労務士会制度推進月間セミナー開催のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、10月は社会保険労務士制度推進月間となっており例年セミナー、無料相談会等を開催し、社労士の知名度向上に努めております。

本年は、制度推進月間スローガン「人を大切にする企業のすぐそばに、私たち社労士がいます。」を掲げ関連セミナー・無料相談会を会場準備の関係上11月に開催いたします。

セミナーは新型コロナウイルス感染症対応のため会場受講は先着50名とし、その他受講ご希望の方へはWeb配信といたします。

詳細は同封セミナー・無料相談会案内チラシ・ご出席票（チラシ裏面）をご覧のうえ、ご出席ご希望についてはメール又はFAXにてご連絡ください。

なお、セミナーの申込期限は11月20日、無料相談会は事前予約優先、当日でも相談可といたしております。

なお、本案内は以前本会セミナー等にご参加いただきました方へ拝送いたしております。

敬具

同封：社労士制度推進セミナー案内チラシ（裏面参加申込書） 1部

担当：佐賀県社労士会事務局
電話 0952-26-3946

佐賀県社労士会制度推進月間

人を大切にする企業のすぐそばに、
私たち社労士がいます。



社労士会制度推進セミナー (ZOOM 配信あり)

**第1部 職場における
ハラスメント防止について**

講師 特定社会保険労務士
中島 笑美

第2部 アンガーマネジメント

講師 特定社会保険労務士
東島 芳子

● **場所** グランデはがくれ2Fフラワーホール
佐賀市天神2丁目1番36号 TEL 0952-25-2212

● **日時** 11月29日(火) 14:00~16:00 (開場 13:30)

無料相談会のご案内

唐津会場

11/19 (土)

イオン唐津店1Fフードコート横
13:00~16:00

鹿島会場

11/19 (土)

ショッピングタウンピオ3F
鹿島市民プラザかたらい
13:00~16:00

佐賀会場

11/29 (火)

グランデはがくれ2F脊振の間
14:00~17:00



佐賀県社会保険労務士会

〒840-0843 佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館内 TEL.0952-26-3946

佐賀県社労士会

検索

佐賀県社労士会制度推進月間

セミナー・無料相談会ご出席票

ご提出先：FAX 0952-26-4107 e-mail：info@sr-saga.com

セミナー申込締切：11月20日

日時	セミナー	受講方法	会場参加	ご氏名
11月29日 14:00 S 16:00	開催場所 グランデはがくれ 2F フラワーホール		受 講 方 法	() 定員50名 <small>参加ご希望の方は ()内に○印をお 願います。</small>
		Web参加 () <small>参加ご希望の方は ()内に○印をお 願います。</small>		ご住所
				お電話番号
				ご氏名
				会社名
		ご住所		
お電話番号				
e-mail				
日時	無料相談会	相談ご希望時間	ご相談ご希望項目	
11月19日 13:00~16:00	唐津会場 イオン唐津店1F フードコート横		就業規則・賃金・労働時間・休暇・解雇・定年・高齢者雇用 労働保険・年金関係・社会保険・ハラスメント・その他	
	相談ご希望者名			
11月19日 13:00~16:00	鹿島会場 ショッピングタウン ピオ3F鹿島市民プラザ		就業規則・賃金・労働時間・休暇・解雇・定年・高齢者雇用 労働保険・年金関係・社会保険・ハラスメント・その他	
	相談ご希望者名			
11月29日 14:00~17:00	佐賀会場 グランデはがくれ 2F 脊振の間		就業規則・賃金・労働時間・休暇・解雇・定年・高齢者雇用 労働保険・年金関係・社会保険・ハラスメント・その他	
	相談ご希望者名			

お問合先：佐賀県社会保険労務士会事務局

連絡先：佐賀市川原町8-27 平和会館1F

TEL 0952-26-3946 FAX: 0952-26-4107

e-mail info@sr-saga.com

令和4年度 制度推進セミナー案内

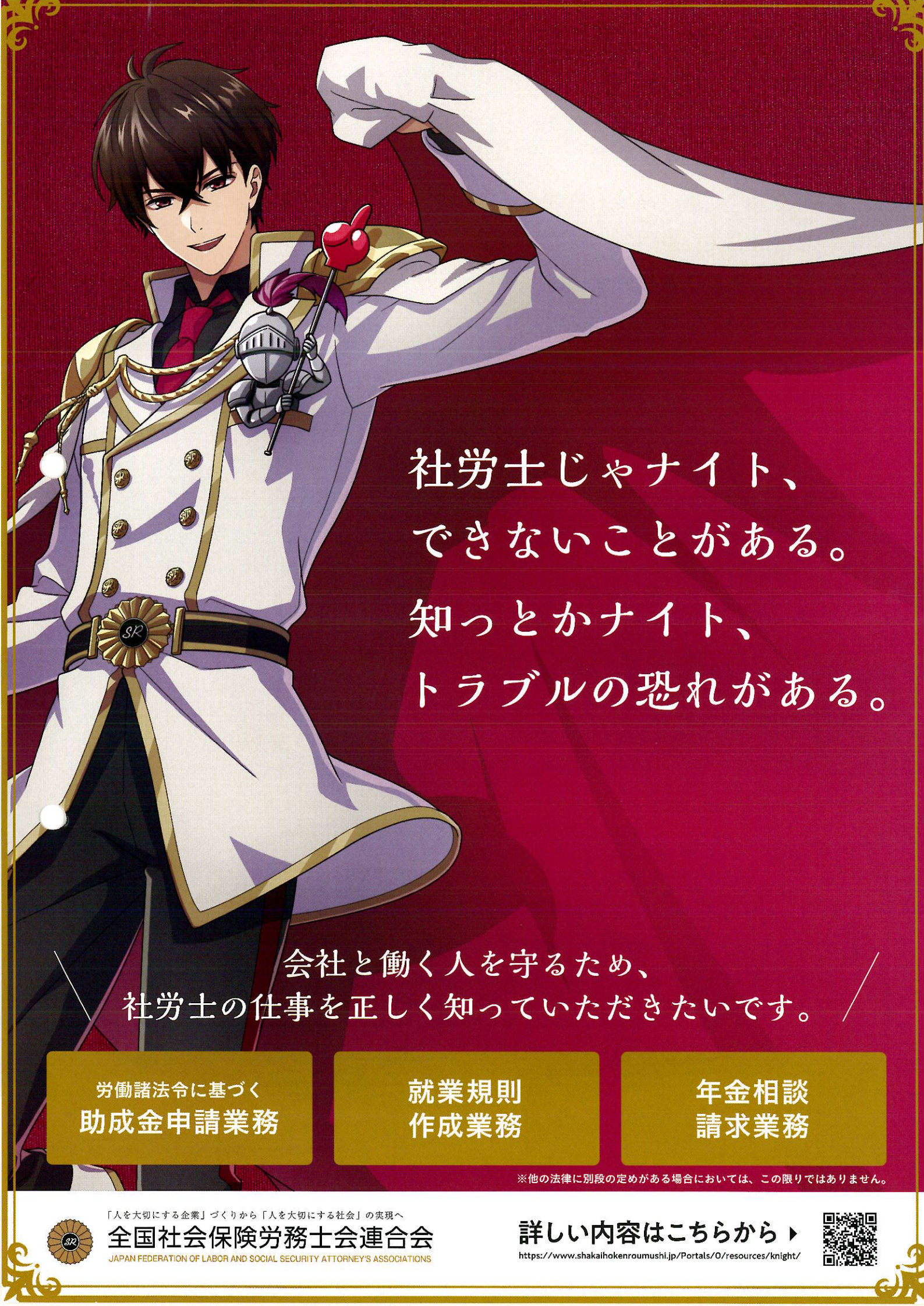
令和4年11月29日(火)

グランデ はがくれ

- | | |
|----------------|------|
| 1. 一般企業 | 480 |
| 2. 県内商工会・商工会議所 | 26 |
| 合計 | 506件 |

企業案内 郵便で送付

$$\textcircled{\text{A}} 84_{\text{円}} \times 506_{\text{件}} = 42,504_{\text{円}}$$



社労士じゃナイト、
できないことがある。
知っとかナイト、
トラブルの恐れがある。

会社と働く人を守るため、
社労士の仕事を正しく知っていただきたいです。

労働諸法令に基づく
助成金申請業務

就業規則
作成業務

年金相談
請求業務

※他の法律に別段の定めがある場合においては、この限りではありません。



「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へ
全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

詳しい内容はこちらから ▶

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/knight/>

